

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	東京都後期高齢者医療広域連合への介護保険認定状況等の情報提供について
----	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課： 福祉部 介護保険課 認定第一係）

事業の概要

事業名	東京都後期高齢者医療広域連合への介護保険認定状況等の情報提供
担当課	介護保険課
目的	東京都後期高齢者医療広域連合が、医療機関から請求のあった診療報酬を点検するため
対象者	後期高齢者医療制度において医療給付を受けている被保険者のうち、東京都後期高齢者医療広域連合から、対象として指定された被保険者
事業内容	東京都後期高齢者医療広域連合が、後期高齢者医療制度において医療給付を行っている被保険者について、要介護(要支援)状態では後期高齢者医療制度(医療保険)では算定できない診療報酬があるかどうか、診療報酬明細書を点検・査定するのに必要な介護保険認定状況等の情報提供する。

件名 介護保険認定状況等の情報提供の東京都後期高齢者医療広域連合への
外部提供について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	要介護認定者の管理業務
登録業務の目的	要介護認定者の管理
外部提供の相手方	東京都後期高齢者医療広域連合
外部提供を行う理由	診療報酬明細書の点検・精査
外部提供を行う情報項目	氏名、生年月日、対象年月、要介護(要支援)認定の有無、要介護状態区分、認定日、認定有効期間
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	情報提供時に、東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条及び第15条の遵守を求める。
外部提供の相手方としての情報保護対策	東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に基づき、適正に利用する。
外部提供の時期	審議会承認以降継続
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****

目次

- 第1章 総則（第1条 第7条）
- 第2章 個人情報の収集及び登録（第8条 第11条）
- 第3章 保有個人情報の管理（第12条・第13条）
- 第4章 保有個人情報の利用（第14条・第15条）
- 第5章 電子計算組織の結合（第16条・第17条）
- 第6章 自己情報の開示及び訂正等の請求（第18条 第26条）
- 第7章 救済の手続（第27条・第28条）
- 第8章 事業者に対する指導及び勧告等（第29条）
- 第9章 補則（第30条 第35条）
- 第10章 罰則（第36条 第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が個人情報を取り扱う場合の基本的事項を定め、個人情報の収集並びに保有個人情報の管理及び利用の適正を期するとともに、被保険者等の自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、個人情報に係る被保険者等の基本的人権の擁護と信頼される広域行政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により当該実施機関が管理している個人情報をいう。
- (3) 被保険者等 実施機関により個人情報が管理されている被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）及び被保険者以外の者をいう。
- (4) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (5) 事業者 広域連合の区域内に事業所又は事務所を有し、又は広域連合の区域内において事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）及び個人
- (6) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいう。
- (7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 一定の業務の目的を達成するため、特定の保有個人情報について電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(実施機関及び関係区市町村の責務)

第 3 条 実施機関は、個人情報の収集又は保有個人情報の管理若しくは利用に当たっては、被保険者等の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じ、その他安全対策を講じなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全の保護を図るため、個人情報等安全対策責任者を置かなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用する職員に対し、個人情報保護及び適正な管理等の安全対策に関し必要な知識を付与し、意識の向上を図るため研修を行わなければならない。

4 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 広域連合を組織する特別区、市、町及び村(以下「関係区市町村」という。)は、後期高齢者医療事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故の防止その他の個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じるとともに、広域連合の個人情報に係る安全保護対策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、後期高齢者医療の事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故の防止、その他の個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じるとともに、広域連合の個人情報に係る安全保護対策に協力しなければならない。

(被保険者等の責務)

第 5 条 被保険者等は、個人情報の保護の重要性を認識し、相互に基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力するよう努めなければならない。

(委託等に係る措置)

第 6 条 実施機関は、個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用する業務の処理を広域連合の機関以外のものに委託しようとするときは、あらかじめ東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例(平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第6号)に基づく東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、その委託契約等において、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第 7 条 前条の規定により実施機関から個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用する業務の処理を受託したものは、個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止し、適正な管理及び安全の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による受託業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は当該業務以外の目的に使用してはならない。

第 2 章 個人情報の収集及び登録

(適正収集の原則)

第 8 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を収集し、並びに保有個人情報を

管理し、及び利用する業務の目的を明確にし、その業務の目的の達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって本人から直接収集しなければならない。

(本人以外のものからの収集)

第9条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報をも本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 所在が不明であること、明らかに判断能力が欠けていること等の事由により、本人から収集することができないと認められるとき。
- (5) 人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の業務で、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
- (7) 国又は他の地方公共団体から収集することが業務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益又は被保険者の福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項第5号又は第8号の規定により個人情報を収集したときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(要注意情報の収集禁止)

第10条 実施機関は、次に掲げる事項（以下「要注意情報」という。）に係る個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、要注意情報に係る個人情報を収集することができる。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 業務の目的を達成するために欠くことができない場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(業務の登録)

第11条 実施機関は、個人情報を収集し、並びに保有個人情報を管理し、及び利用する業務について、次に掲げる事項をあらかじめ個人情報取扱業務登録簿に登録しなければならない。ただし、実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、専らその人事、給与、福利厚生等に関する業務については、この限りでない。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 対象となる個人の範囲
- (4) 記録する個人情報の種別
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項本文の規定により登録した業務を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該業務の登録を抹消し、又は登録している事項を修正しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項本文の規定による登録をしたとき、又は前項の規定による抹消若しくは修正をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 4 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 既に登録してある業務の全部又は一部を他の業務に加えるとき。
 - (2) 既に登録してある2以上の業務の全部又は一部を合わせて新たな業務を登録するとき。
- 5 実施機関は、第1項本文に定める個人情報取扱業務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第3章 保有個人情報の管理

(適正管理の原則)

第12条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全の保護を図るため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、保有個人情報の管理が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(個人情報ファイル)

第13条 実施機関は、個人情報ファイルを管理しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ個人情報ファイル簿に登録しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 個人情報ファイルに記録する項目
- (4) 個人情報ファイルに記録する個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報ファイルを管理しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 要注意情報に係る保有個人情報を含む個人情報ファイル
 - (2) 2以上の業務に係る個人情報ファイル
- 3 第1項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 第1項の規定による登録に係る個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録される項目及び記録される個人の範囲が当該登録に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (2) 1年以内に消去することとなる個人情報ファイル
 - (3) 記録される個人の数規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- 4 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報ファイルの管理をやめたとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該個人情報ファイルの登録を抹消し、又は登録している事項を修正しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による登録をしたとき、又は前項の規定による抹消若しくは修正をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、第1項に定める個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第4章 保有個人情報の利用

(適正利用の原則)

第14条 実施機関は、収集した保有個人情報に当該保有個人情報を取り扱う業務の目的に則して適正に利用しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第15条 実施機関は、本人の同意を得た場合、第11条第1項の規定により登録された同項第2号に規定する業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る保有個人情報を利用すること(以下「目的外利用」という。)ができる。

2 実施機関は、本人の同意を得た場合、収集した保有個人情報を広域連合の機関以外のものに提供すること(以下「外部提供」という。)ができる。

3 前2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、本人の同意を得ないで目的外利用又は外部提供をすることができる。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 出版、報道等により当該保有個人情報の内容が公にされているとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 専ら統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益又は被保険者の福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

5 実施機関は、第3項により目的外利用又は外部提供したときは、遅滞なくその旨を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、第3項第3号又は第5号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 実施機関は、第1項から第3項までの規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

8 実施機関は、外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、外部提供をしようとする保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めなければならない。

第5章 電子計算組織の結合

(電子計算組織の結合に係る措置)

第16条 実施機関は、保有個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、広域連合の電子計算組織と広域連合の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 実施機関は、広域連合の電子計算組織と広域連合の機関以外のものの電子計算組織との結合(以下「電算結合」という。)をしたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 電算結合の状況について審議会に報告すること。

(2) 規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供すること。

(電算結合の一時中断等)

第17条 実施機関は、電算結合をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、提供先等に対して調査を行い、必要に応じて報告を求めるものとする。

(1) 提供する保有個人情報又は提供を受ける個人情報について、漏えい、改ざん等が行われ、又は行われるおそれがあるとき。

- (2) 提供した保有個人情報について提供する目的の範囲を超えて利用若しくは提供が行われ、又は行われるおそれがあるとき。
 - (3) 事故、災害等が発生した場合で、保有個人情報の適正な管理及び安全の保護を図るため必要と認めるとき。
- 2 実施機関は、前項に規定する調査又は報告の結果に基づき必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、電算結合の一時中断等提供する保有個人情報及び提供を受ける個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。
 - 3 前項に規定する場合において、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があると認めるときは、直ちに同項に規定する措置を講じ、その内容を速やかに審議会に報告するものとする。
 - 4 実施機関は、第1項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、審議会の意見を聴いて、前2項の規定により講じた措置を解除するものとする。

第6章 自己情報の開示及び訂正等の請求

(開示の請求)

- 第18条 被保険者等は、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。
- 2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該開示の請求に応じないことができる。
 - (1) 法令に定めがあるもの
 - (2) 個人の評価、診断、判定、選考、推薦、指導、相談等(以下「評価等」という。)に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの又は開示することにより当該評価等に係る実施機関の公正若しくは適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの
 - (3) 取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示することにより、実施機関の公正又は適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの
 - (4) 開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのあるもの
 - (5) 国又は他の地方公共団体から提供された保有個人情報であって、開示することにより、当該情報を提供したものの適正な業務の遂行に著しい支障を生じるおそれのあるもの
 - (6) 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、開示することが、当該未成年者の利益に反すると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いて、本人に開示しないことが公益上特に必要であると実施機関が認めるとき。
 - 3 実施機関は、請求に係る自己情報に前項の規定に基づき開示しないこととした自己情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の自己情報とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、非開示情報に係る部分を除いて開示の請求に応じなければならない。
 - 4 実施機関は、非開示情報であっても、その開示を拒む理由がなくなった後に新たに開示の請求があったときは、当該開示の請求に応じなければならない。

(自己情報の存否に関する情報)

- 第19条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

(訂正の請求)

- 第20条 被保険者等は、自己情報の事実に関する部分に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)をすることができる。

(削除の請求)

第21条 被保険者等は、次に掲げる場合には、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求 (以下「削除の請求」という。) をすることができる。

- (1) 自己情報が第8条、第9条第1項又は第10条の規定に違反して収集されたと認めるとき。
- (2) 自己情報が第13条第2項の規定に違反して個人情報ファイルに記録されたと認めるとき。

(目的外利用等の中止の請求)

第22条 被保険者等は、自己情報が第15条第1項から第3項までの規定に違反して目的外利用又は外部提供をされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用または外部提供の中止の請求 (以下「目的外利用等の中止の請求」という。) をすることができる。

(請求の方法)

第23条 開示の請求、訂正の請求、削除の請求又は目的外利用等の中止の請求 (以下「開示等の請求」という。) をしようとする者は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示等の請求を行う者の氏名及び住所
- (2) 開示等の請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 開示等の請求の趣旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、前項の規定にかかわらず、本人に代わって開示等の請求をすることができる。

3 前項の開示等の請求をしようとする法定代理人は、実施機関に対し、第1項の請求書を提出するほか、本人の法定代理人であることを明らかにし、かつ、それを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第24条 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して、開示の請求にあっては15日以内に、訂正の請求、削除の請求又は目的外利用等の中止の請求にあっては20日以内に、当該請求に応じるか否かの決定 (以下「可否の決定」という。) をし、その旨を書面により速やかに当該請求を行った者 (以下「請求者」という。) に通知しなければならない。

2 実施機関は、開示等の請求に応じない決定 (請求の一部について応じない場合を含む。) をしたときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に可否の決定をすることができないときは、当該請求があった日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び期間を請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、開示等の請求に係る自己情報が存在しないときは、その旨を書面により請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第19条の規定に基づき当該開示の請求を拒否したときは、その理由を併せて書面により請求者に通知しなければならない。

(決定後の手続)

第25条 実施機関は、前条第1項の規定により開示等の請求に応じる決定をしたときは、速やかに当該請求に応じなければならない。

2 実施機関は、前条第1項の規定により訂正の請求、削除の請求又は目的外利用等の中止の請求に応じる決定をしたときは、その旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措

置を講じなければならない。

(開示の方法)

第26条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報を開示するときは、記録媒体の種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴または写しの交付のいずれかの方法により行う。

第7章 救済の手続

(苦情の申出)

第27条 被保険者等は、実施機関に対し、個人情報の取扱いについて苦情を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(不服申立て)

第28条 実施機関は、この条例の規定による処分に関し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合には、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく審議会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

第8章 事業者に対する指導及び勧告等

第29条 広域連合長は、事業者が保有個人情報の保護を図るために適切な措置を講じることができるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 広域連合長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 広域連合長は、事業者が著しくこの条例の趣旨に反する行為をしていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

4 広域連合長は、事業者が第2項の規定による説明若しくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

5 広域連合長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

第9章 補則

(費用負担)

第30条 この条例の規定による自己情報の開示等に要する費用は、無料とする。ただし、第26条の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(国等への要請)

第31条 広域連合長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体等に対し、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(実施状況の公表)

第32条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況をとりまとめ、公表しなければならない。

(監査の実施)

第33条 広域連合長は、個人情報の収集並びに保有個人情報の管理及び利用の適正を期するため、定期的に、又は必要に応じて監査を実施するものとする。

(他の法令との調整)

第34条 この条例は、他の法令の規定により開示等の請求その他これに類する請求に係る手続

が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

第36条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第7条第1項の規定による受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号イに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 前条に規定する者が、当該業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 第7条第1項の規定による受託業務に従事している者又は従事していた者で、当該業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしたものは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第40条 第7条第1項の規定による受託業務を行う法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第36条、第37条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、100万円以下の罰金に処する。

第41条 偽りその他不正の手段により、開示の請求に応じる決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成20年3月31日までにおける第2条第3号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定の施行の日以後において同条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者に該当することとなるものとして広域連合長が認める者」とする。

3 施行日以後初めて行う次の各号に掲げる行為については、施行日以前に行った東京都後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の決定を当該各号に定める審議会の意見聴取の結果とみなす。

(1) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。)第70条第4項の規定による委託に係る準備行為として行う第6条の規定による委託 第6条の規定による審議会の意見聴取

(2) 改正後の高齢者医療確保法第138条第2項の規定による関係区市町村からの資料の提供に係る準備行為として行う第9条第1項第8号の規定による個人情報の収集及び同条第2項ただし書の規定による本人への不通知 第9条第1項第8号及び同条第2項ただし書の規定による審議会の意見聴取

(3) 改正後の高齢者医療確保法第138条第2項の規定による関係区市町村からの資料の

提供に係る準備行為として行う第13条第2項第2号の規定による個人情報ファイルの管理 第13条第2項第2号の規定による審議会の意見聴取

- (4) 改正後の高齢者医療確保法第138条第2項の規定による関係区市町村からの資料の提供に係る準備行為として行う第15条第3項第5号の規定による目的外利用及び外部提供並びに同条第6項ただし書の規定による本人への不通知 第15条第3項第5号及び同条第6項ただし書の規定による審議会の意見聴取
- (5) 改正後の高齢者医療確保法第138条第2項の規定による関係区市町村からの資料の提供に係る準備行為として行う第16条の規定による電算結合 第16条第1項の規定による審議会の意見聴取